商品概要説明書

教育ローン (一般型A)

(2024年7月1日現在)

商品名	教育ローン(一般型A)			
ご利用いただける方	 ○当JAの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18歳以上であり、最終償還時の年齢が満 76歳未満の方。 ○原則として、前年度税込年収が 150万円以上ある方。 ○教育施設(修業年限が 6 か月以上(外国の教育施設は 3 か月以上)で、中学校卒業以上の者を対象とする次の教育施設とします。)に就学予定または就学中のご子弟のいる方。 a 大学、大学院(法科大学院など専門職大学院を含む)、短期大学 b 専修学校、各種学校(予備校、デザイン学校など c 高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部 d その他職業能力開発校などの教育施設 ○生活の本拠が定まっている方(農業以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。)。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 			
資金使途	 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 ○就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金(借入申込日から3か月以内にお支払済みの資金を含む。)とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、事業資金は除きます。 (例) ①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。 ②アパートの家賃等。 ○現在、他金融機関から借入中の教育資金の借換資金。 			
借入金額	○1,000 万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。			
借入期間	○1,000 カラダヤ、1カラ単位とし、所要金額の範囲がとします。 ○据置期間を含め最長 15 年以内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中の教育資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の教育資金の残存期間内とします。			
借入利率	○【固定金利型】お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。			
返済方法	〇元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、年2回返済方式(農業者の方に限ります。)、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。			

担保	○不要です。							
保証人	○当 J Aが指定する保証機関(福岡県農業信用基金協会)の保証をご利用いただき							
	ますので、原則として保証人は不要です。							
	○一括前払・分割後払のいずれかよりご選択いただけます。							
	①一括前払							
	ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。							
	【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料(例:金利 1.80%の場合)】							
保証料	お借入期間	1年	5年	10年	15 年			
	保証料 (円)	4,883	23,186	46,654	70,822			
	②分割後払							
	約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。							
	なお、保証料率は年 0.90%です。							
	○ご希望により当JA所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入いただ							
	けます。							
	なお、選択される団体信用生命共済(保険)の種類によりお借入利率は下表記載							
	の加算利率分高くなります。							
	団体信用生命:	団体信用生命共済(保険)名				加算利率		
団体信用生命共済(保	団体信用生命共済(特約なし)				なし			
険)	がん団信(CA社)				年0.1	%		
	ワイド団信 (CA社)				年0.1	%		
	団体信用生命共済 (連生)				年0.1	%		
	連生団信(C.	連生団信 (СА社)				年0.2%		
	三大疾病保障	三大疾病保障特約付団体信用生命共済				%		
	三大疾病保障	三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)				%		
	○団体信用生命共済のご加入に加えて、ご希望により「9大疾病補償保険」にご加							
9 大疾病補償保険	入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。							
	年0.4%							
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次							
	の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。							
	①全額繰上返済の場合… 円							
	②一部繰上返済の場合… 円							
	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 円の条件							
	変更手数料(消費税等含む。)が必要です。							
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置							
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本							
	さい。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切							
	な対応に努め、苦情等の解決を図ります。							
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受							

	け付けております。				
	○紛争解決措置				
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。				
	上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。				
	福岡県弁護士会紛争解決センター				
	天神弁護士センター (電話:092-741-3208)				
	北九州法律相談センター (電話:093-561-0360)				
	久留米法律相談センター (電話:0942-30-0144)				
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審				
	査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もご				
	ざいますので、あらかじめご了承ください。				
	○印紙税が別途必要となります。				
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合				
	わせください。				
	○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済(保険)により本ローンが完済され				
	た場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所				
	得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせ				
	ください。				

JA福岡大城